

日本ルーラルナーシング学会 評議員選出に関する規程

- 第1条 この規程は、日本ルーラルナーシング学会（以下「本会」という）会則第14条により評議員選挙に必要な事項を定める。
- 第2条 理事会は、正会員の中から2名の選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織する。-
- 2 委員会に委員長をおく。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
 - 3 選挙管理委員の任期は、理事会が別に定める規定により当該選挙委員の委嘱を2回目の理事候補者選挙において、理事候補者を選出し、理事候補者名簿を理事会へ提出するときまでとする。
- 第3条 評議員の定数は、正会員10人に1人以上とし、地区別で選出する。地区別の区分については、北海道・東北、北関東、南関東・甲信越、東海・北陸・近畿・中国・四国、九州・沖縄の5地区とし、各地区の区域は別表のとおりとする。
- 2 第1項に定める区分は、選挙人名簿作成時に登録されている会費請求書の送付先住所に基づき決定し、評議員任期中の変更は認めない。
 - 3 ただし、会員数が十分なく、選挙において学会の活動に十分な評議員数が得られない場合は、理事長が地区等を考慮し、理事会に対して推薦し、承認を得ることができる。
- 第4条 選挙人名簿作成時現在、当該年度の会費を納入した正会員は選挙権を有する。
- 第5条 選挙管理委員会は、選挙人名簿および被選挙人名簿を作成し、被選挙人名簿を選挙人に提示しなければならない。
- 2 被選挙人は、入会年度を含めて3年以上を経過し、第4条に該当する者とする。
- 第6条 選挙期日は、委員会で決定し、会員に告示しなければならない。
- 第7条 選挙は、無記名投票により行う。
- 第8条 投票は、選挙人1人につき、各所属地区の評議員数に相当する数の被選挙人を選ぶ。
- 第9条 開票は、委員会が行う。
- 第10条 開票に当たっては、立会人を置かなければならない。
- 2 前項に規定する立会人は、選挙管理委員会が評議員の中から1名選出する。
- 第11条 投票用紙を用いた投票の場合の開票は、公示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。
- 第12条 投票方法の如何に関わらず、次の投票は無効とする。
- 一 定められた評議員数を超えて投票したもの
 - 二 その他会則または本規程に反するもの
- 2 投票用紙を用いた投票の場合は、次の投票は無効とする。
 - 一 正規の投票用紙および封筒を用いないもの
 - 二 外封筒に記名のないもの
- 第13条 選挙において有効投票を多数得た者から順に評議員を選出する。
- 2 同数の有効投票を得た者については、直近の任期の短い者を上位として、同じ場合は選挙管理委員会が行う抽選により決定する。
 - 3 所属名称等で区別不可能な同姓同名者への投票については、得票数を等分する。
 - 4 選出された者が定まったときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。
 - 5 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。
- 第14条 委員会は地区別に選出された評議員ならびに次点者の名簿を理事会に提出する。

第15条 この規程の改正は、理事会の決議により行う

附則 この規程は、平成17年3月3日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成22年9月4日から施行する。

附則 この規程の改正は、平成26年10月4日から施行する。

別表

地区	都道府県
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東	茨城県、栃木県、群馬県、
南関東・甲信越	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県
東海・北陸・近畿・中国・四国	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、大阪府、兵庫県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県